

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県大沼郡会津美里町

2. 構造改革特別区域の名称

会津美里町ニッキーズ食育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

福島県大沼郡会津美里町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本町は平成17年10月1日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村が合併し誕生した。福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、豊かな自然環境を有する森林に囲まれた山間部と肥沃な土壌の平野部からなり、総面積276.37km²で県内2.01%を占める。

本町の人口は25,183人(平成18年9月1日現在)であるが、合併以前の3町村の人口は減少傾向にあり、今年度以降も減少し続けることが予想される(下図:人口、世帯数の推移)。少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、結婚や子育てに対する意識の多様化など子育てに対するニーズが多様化し、子供を取り巻く環境が大きく変化している中で会津美里町では幼児教育の一層の充実を図るため、就学前の教育・保育を一体として捉えて一貫して教育するよう進めている。

また、町内本郷地域においては、平成8年度から公立幼稚園・保育所の一体的な運営についての検討を進め、平成12年度より幼稚園・保育所施設の併設施設の建設により幼保一体的な保育を開始しており、平成12・13年の2年間にわたり、文部科学省より「幼稚園における子育て支援活動推進に関する調査研究」事業の指定を受け、幼稚園を中心に子育て支援活動のあり方について研究を行ったほか、平成17年度には福島県の幼保連携パイオニア事業委託を受け「指導内容や方法、教育環境の研究」をテーマに調査研究を行うなど幼保一元化の推進を図ってきた。

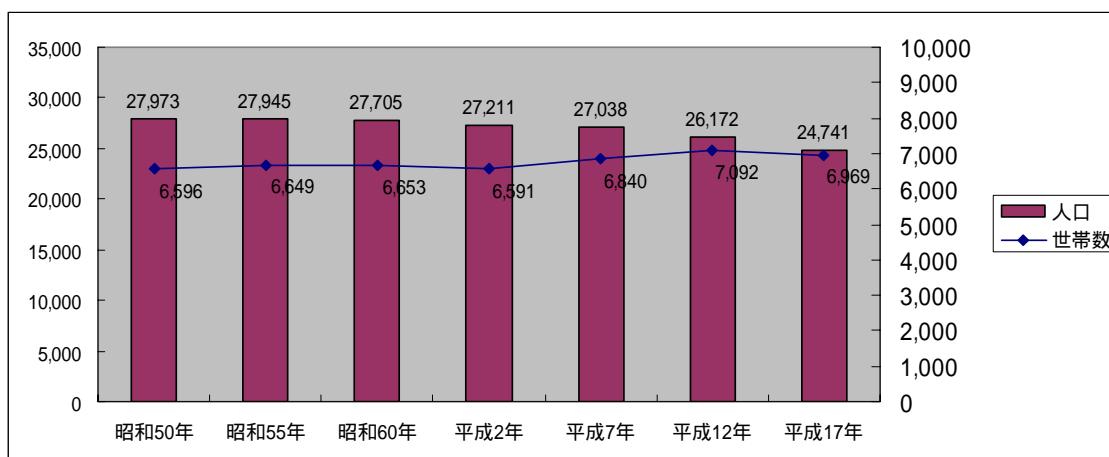
こうした状況を踏まえ、町内新鶴地域にある公立保育所が平成18年4月から同地区幼稚園敷地に建設され、平成19年4月から就学前の子どもに一貫した教育・保育を提供できるよう進めていると共に、高田地域においても現在公立幼稚園1ヶ所、公立保育所3ヶ所あるが今後幼保一元化の教育・保育について検討を進めている。

さらに、福島県では「地産地消」を推進しており、会津美里町でも地元で生産さ

れたお米やキャベツ、人参等の農産物や地場産品などを町学校給食センターで調理し、給食に活用して児童生徒に安心して安全な給食を提供し、食育教育を推進している。

なお、本計画の名称にあるニッキーズとは、旧新鶴村のイメージキャラクターの名前がニッキーと言い、本計画区域である新鶴地域の子どもを指し、これらの子ども達に適応される特区なのでニッキーズとした。

○人口、世帯数の推移



5. 構造改革特別区域計画の意義

少子化の進行による一人っ子の増加や核家族化の進展、地域において幼児同士が共に活動する機会が減り、また地域住民のつながりの希薄化など地域社会のあり方が変化しており、幼児期に必要なとされる集団での生活及び社会性や自主性を涵養することが困難となり、幼児の健全な育成に支障をきたす状況になってきている。本町では幼稚園と保育所の一体化保育の推進を図り、幼児期における家庭や地域における教育について幅広い観点から子どもを育てる環境の整備を推進し、また幼保一元化を通じ幼少期から食育教育に力を入れることにより地域資源を活かした食の提供を検討している。

本特例措置を活用し、学校給食センターから給食を提供することにより幼稚園及び保育所の3歳児以上の幼児に対し同じ調理場で調理した食事を提供することができ、幼稚園・保育所さらに学校とも共通した食育指導ができる。また学校給食センターの食材は「地産地消」の観点から地元で生産される米(コシヒカリ)や野菜(キャベツや人参、きゅうり等)などを使用していることから、生産者にとっても自分たちの子ども、並びに地域を担う子ども達が消費者ということで、より安心して安全な農産物の生産、付加価値の高い食材の生産及び地元生産グループの活動の活性化が図られ、なお一層の地産地消が促進されると共に、農業の振興や地域の活性化にもつながる。

また、家庭においても保育所から中学校まで統一した献立、食材を使用することで兄弟姉妹間での共通の話題提供や家庭での食育にもつながることを期待している。

以上のように学校給食センターからの保育所児への給食の外部搬入は会津美里町の食育教育の推進に不可欠である。

6．構造改革特別区域計画の目標

就学前の子どもに対し中学校まで一貫した献立、食材での給食を提供し、地場産品を活用して安心して安全な食の提供をすると共に、「地産地消」を推進する。

町内新鶴地域のみならず、今後高田地域・本郷地域の幼保一元化の推進及び食育教育を推進する。

農産物の生産者（保護者及び祖父母等）との会食会を実施し、子ども達に農業に興味を持たせることや、親子給食などを実施するなど学校給食の理解を深めると共に、家庭での食の重要性を指導する。

7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保育所児への給食を外部から搬入することが可能になることにより、会津美里町全体の幼保一元化保育がさらに推進され、現在検討されている町内高田地域の幼保一元化の推進が飛躍的に進展することが期待される。

また、少子化の影響により給食を提供している児童生徒が年々減少しており、今回公立保育所に提供予定である会津美里町新鶴学校給食センターは、調理能力が600食ある施設であるが、現在約380食の提供に留まっている。保育所児への給食提供が可能となれば調理食数が維持されることにより材料の調達や消耗品等の購入など効率的な給食センターの運営ができる。

8．特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9．構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【町内新鶴地域公立幼稚園及び保育所の一体化保育事業】

新鶴地域の公立保育所は、平成18年4月から公立幼稚園と併設され保育を開始している。また、平成19年4月から併設している公立幼稚園と公立保育所の一体保育としての運営を実施していく。

【食育教育推進事業】

健康で豊かな人間性を育てていく場合、基礎となる就学前の子どもから児童生徒に至るまで一貫した献立の給食を提供すると共に、「給食参観」等実施し、保護者に

は食の重要性を指導しながら食育計画を策定し運営を行う。

【地産地消促進事業】

地元の農家の生産者と、より安心で安全な食材、また旬な農産物を新鮮なうちに提供できるよう教育委員会や学校給食センターで検討し、付加価値の高い地元農産物を利用できるよう検討を進めていく。

別紙

1. 特定事業の名称

番号：920

名称：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

会津美里町立新鶴保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4. 特定事業の内容

主 体 福島県大沼郡会津美里町

区 域 福島県大沼郡会津美里町の全域

実施期間 平成19年4月1日から

概 要 少子化の進行や保護者の就労形態が多様化する中で当町では就学前の幼児についての一体的な教育・保育を目指している。

そこで、平成19年4月から町内新鶴地域の幼稚園及び保育所で教育と保育における食育教育を推進し、現在、幼稚園に搬送している学校給食センターからの地域食材を使った給食を共に食するため3～5歳児の保育所入所児への学校給食を供給する。

5. 当該規制の特例措置の内容

平成19年4月より新鶴地域の公立幼稚園及び保育所の一体的な運営が行われるにあたり、3歳児以上の幼児に対し幼稚園・保育所分け隔てなく一貫した献立の給食を提供すると共に、給食で提供される主食の米飯では、地元で生産されるコシヒカリを使用し、また、それぞれの季節には旬のぶどうやりんご、スイカ等の果物を献立に取り入れるなど就学前の子どもに対し共通した幅広い食育教育を実施していくものとする。

また、農産物の生産者と「会食会」を実施したり、保護者に対して「給食参観」を実施するなど家庭においても3歳以上児から中学校まで統一した献立、食材を使用することで共通の話題提供や家庭での食育教育にもつながる。

【特例措置の適用の要件】

1 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること

公立新鶴保育所では、0歳から2歳児については当該施設に設置した調理室から給食を提供するため、これまでの基準どおり調理室が設置してある。

したがって、3歳以上の給食についても保存、配膳等のために必要な調理機能を有している。

2 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること

幼稚園児に対する給食については、学校給食センターより提供しており、食事の内容、回数及び時機についても栄養士と現場教諭と連絡を取り合いながら給食の提供に努めてきた。

今回の公立保育所児への給食の外部搬入についても保育所と学校給食センターがいずれも町の施設であり、運営も町で行っていることから給食の外部搬入には支障がなく、児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることができる。

また、体調不良児の対応については、毎日の保護者からの情報交換により確認し、0歳から2歳児については今まで同様保育所調理室にて調理して提供していることから加熱や配膳が容易に行えるため保育所給食室にてきめこまやかな対応をする。食アレルギー児の対応については、毎日の保護者との情報交換、入園時に実施している聞き取り調査を踏まえ、保護者との連携を密にすると共に、かかりつけ医の診断書(指示書)を提出してもらい、学校給食センターにて特定食材の除去食の提供を行う。

3 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託、受託に係る基準を遵守すること

構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(平成16年3月29日雇児発第0329002号)」の留意事項を遵守すると共に、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守し、衛生面での安全確保等に十分配慮しながら、食育計画に基づいた安心で安全な給食を提供する。

また、毎日の検食については、給食センターから配送された給食を園児が喫食する前に園長が検食し、給食の安全を事前に確認する。

4 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供しよう努めること

栄養士は、学校給食センターに置く。栄養素量の給与については、毎月1回、学校栄養士、保育所調理員、幼稚園教諭、保育士による「献立作成会議」を行い、必要な栄養素量の確保に努めると共に、地域性や季節感を考慮した食材を利用しながら、メ

ニューは小学校以上と同じで量や味付けなど調理方法に配慮し発育・発達段階に応じた献立作成を行う。おやつについても、献立作成会議メンバーにより学校給食との栄養素量を検討し、今まで同様保育所の調理室から提供する。さらに、保護者との連絡を密にとり幼児の喫食状況等の確認を行う。

また、食育については、食育計画を策定し、幼稚園・保育所児、あるいは保護者に対する栄養指導や生産者との会食会などの活動を展開し、安心して安全な給食を提供しながら、食を通じた子どもの健全育成を図っていく。

給食センターからの外部搬入の契約については、町長と教育委員会の間で委託契約を締結する方向で検討する。

6. 給食の配送スケジュール

- 8 : 0 0 調理開始
- 9 : 0 0 食器の配送
- 9 : 0 0 給食センター 9 : 0 5 新鶴幼稚園、新鶴保育所（併設）
- 9 : 1 0 新鶴小学校 9 : 1 5 新鶴中学校 9 : 2 0 給食センター
- 1 1 : 2 5 調理完了
- 搬送開始
- 1 1 : 2 5 給食センター
- 1 1 : 3 0 新鶴幼稚園、新鶴保育所（併設） 1 1 : 3 5 新鶴小学校
- 1 1 : 4 0 新鶴中学校 1 1 : 4 5 給食センター
- 1 3 : 2 0 回収
- 1 3 : 2 0 給食センター
- 1 3 : 2 5 新鶴幼稚園、新鶴保育所（併設） 1 3 : 3 5 新鶴中学校
- 1 3 : 4 0 給食センター 1 3 : 4 5 新鶴小学校
- 1 3 : 5 0 給食センター
- 1 3 : 4 0 洗浄、清掃

《学校給食センターの概要》

- ・ 建築（改築）年 平成13年
- ・ 構 造 鉄筋一部二階建て
- ・ 敷 地 面 積 1 1 3 2 . 5 6 m²
- ・ 床 面 積 5 3 3 . 5 8 m²
- ・ 調 理 能 力 6 0 0 食
- ・ 主 な 整 備 調理室（ドライ方式）、検収室、下処理室、サラダ室、洗浄室、コンテナ室、事務室、会議室、休憩室
- ・ 職 員 配 置 所長（兼務）1名、事務職員1名、栄養士1名、調理員4名、運転手1名